

千葉県農業農村整備事業測量作業規程

(令和 7 年 8 月 2 0 日承認)

千葉県農業農村整備事業測量作業規程は、農林水産省農村振興局測量作業規程（令和 7 年 7 月 1 8 日付国国地第 3 9 号）を準用する。

この場合において、作業規程の第 1 条第 1 項中「農林水産省地方農政局が」とあるのは「千葉県が農業農村整備事業において」と、同条第 2 項「農林水産省地方農政局の」とあるのは「千葉県が農業農村整備事業において」とそれぞれ読み替えるものとする。

なお、作業規程の適用日は承認日とする。